

令和4年5月6日

報道機関各位

北九州市総務局人事課  
北九州市教育委員会教職員課

### 令和3年度の懲戒処分者数について

標題の件につき、別紙のとおりお知らせいたします。

令和3年度の懲戒処分者数は 13件、17名（うち、教育職員6件、8名）  
となっております。

なお、今回ご報告しております案件については、処分時に記者発表を見合わせた事案も含んでおります。個々の事案の概要については、別紙2及び別紙4  
をご参照ください。

- ・懲戒処分の件数（教育職員除く）・・・別紙1
- ・懲戒処分案件一覧（教育職員除く）・・・別紙2
- ・懲戒処分の件数（教育職員）・・・別紙3
- ・懲戒処分案件一覧（教育職員）・・・別紙4

※参考 令和2年度 懲戒処分者数  
15件、17名（うち、教育職員7件、7名）

<問合せ先>

北九州市総務局人事部人事課  
（担当 石松、櫛山）  
TEL 582-2203

北九州市教育委員会教職員部教職員課  
（担当 山本、野口）  
TEL 582-2715

# 別紙1

総務局人事部人事課

## 令和3年度懲戒処分の件数（教育職員除く）

(単位:人)

区分	戒告	減給	停職	免職	合計
給与・任用に関する不正					
服務規律違反関係	1 【事案2】	2 【事案3】 【事案4】	2 【事案1】 【事案5】	1 【事案7】	6
刑法違反等の非行関係			1 【事案6】		1
収賄・公金横領等事務に関する不正					
道路交通法違反					
監督責任		2 【事案1】			2
合計	1	4	3	1	9

※事案の詳細は、別紙2「令和3年度懲戒処分案件一覧(教育職員除く)」を参照。

※網掛けの事案は、被害者のプライバシー等に配慮し非公表とした事案。

〈問合せ先〉  
北九州市総務局人事部人事課  
(担当:石松、櫛山)  
TEL 582-2203

〈問合せ先〉  
北九州市消防局総務部人事課  
(担当:川崎、中尾)  
TEL 582-3805

## 令和3年度懲戒処分案件一覧（教育職員除く）

## 《市長事務部局》

	処分日	事案	被処分者の 所属等	案件の内容	処分 程度
事案 1	R3. 7. 30	戸畑区コミュニティ支援課 日赤募金紛失・文書偽造 事案	戸畑区役所 主任	<p>被処分者は、平成30年度の戸畑区日赤募金事業について、金庫内に現金を長期保管するなどの事務処理遅延により、770,450円の募金を紛失。募金が紛失したことを上司・所属長に報告せず、次の隠蔽行為を行った。</p> <p>①日赤福岡県支部の報告書に虚偽の内容（紛失額を差し引いた金額）を記入し、決裁を得ないまま無断で日赤福岡県支部戸畑区地区長印を押印した偽造文書を同支部に提出。</p> <p>②本来であれば、紛失した募金の交付金相当額154,090円が、日赤福岡県支部から日赤福岡県支部戸畑区地区口座へ振り込まれるところ、募金紛失の発覚を逃れるため、日赤福岡県支部の名を騙った振り込みを実施。</p> <p>さらに、平成31年4月に戸畑区婦人会から預かった豪雨災害義援金40,000円を紛失、上司への報告を怠った。</p>	停職12月
			戸畑区役所 係長級職員	<p>上記事案に係る管理監督責任</p> <p>戸畑区自治総連合会費の一部（2万円）の紛失が発覚した際、上司への報告をせず、自ら補填していたことに対する処分を含む。</p>	減給 1/10 2月
			戸畑区役所 課長級職員	<p>上記事案に係る管理監督責任</p>	減給 1/10 2月
事案 2	R3. 11. 19	つきまとい 事案 (非公表分)	保健福祉局 主任	<p>1 被処分者 60代 男性職員</p> <p>2 根拠法規 地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号</p> <p>3 処分理由 つきまとい行為</p> <p>4 非公表とした理由 公表することで、2次被害やプライバシーの侵害が発生する恐れがあり、被害者より事案の非公表を求められたため。</p>	戒告

	処分日	事案	被処分者の 所属等	案件の内容	処分 程度
事案 3	R3. 11. 19	公用車による 職場離脱及び 私的利用事案	環境局 主任	<p>令和3年7月9日（金）午前中に事務処理を行っていた被処分者は、前日利用した公用車の燃料が少なく、給油が必要なことを思い出した。公用車の燃料が少なくなった場合は、次回外勤時に給油することとなっているところ、それに反して、許可なく給油のために外出。</p> <p>被処分者は自転車通勤をしており、当日の出勤時は雨が降ったことにより私服が濡れていたため、給油後、自宅（マンション）に立ち寄った際、頭上の高さの目測を誤り、当該公用車上に設置していた街頭宣伝用の拡声器を破損させた。</p> <p>事故の報告を所属に行ったことから、本事案が発覚。</p>	減給 1/10 1月
事案 4	R4. 3. 30	不適切な事務 処理事案	建築都市局 主査	<p>令和3年12月被処分者が長期休暇を取得しており、業務進捗確認のため上司が同職員の机を確認したところ、3件の未処理事蹟と前職場で処理すべき未処理事蹟17件を発見。</p> <p>前職場の事蹟17件は、令和3年1月に被処分者が処理を怠っていたことが発覚していた51件の案件のうち、同年3月末までに処理が終わっていなかったもの。</p> <p>被処分者は、17件が未処理であることを上司に報告せず、また後任に引継ぎもせず令和3年4月に現職場に異動。未処理事実を隠蔽する目的で書類を持ち運んだ。</p> <p>被処分者は、本事案発覚以前にも、不適切な事務処理を繰り返し、指導・注意を受けており、その都度未処理の案件の有無を確認されていた。被処分者は、未処理案件があることを認識していながら、「未処理のものはない」と虚偽報告をしていた。また、現職場でも、事業者の登録事務を懈怠していた。</p>	減給 1/10 6月

## 《消防局》

	処分日	事案	被処分者の 所属等	案件の内容	処分 程度
事案 5	R3. 8. 13	セクハラ事案 (非公表分)	消防局 職員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被処分者 30代 男性職員</li> <li>2 根拠法規 地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号</li> <li>3 処分理由 セクシュアル・ハラスメント行為</li> <li>4 非公表とした理由 公表することで、2次被害やプライバシーの侵害が発生する恐れがあり、被害者より事案の非公表を求められたため。</li> </ol>	停職12月
事案 6	R3. 12. 8	ATM 現金窃盗 事案	消防局 主任	<p>被処分者は、令和3年8月13日（金）、八幡西区のコンビニエンスストア店舗内の銀行ATM（現金自動預払機）で現金を引き出す際、現金受取口の中に残されていた現金5万円を自分の財布に入れ、窃取した。後日、八幡西警察署から連絡を受け、窃取の事実を認めた。</p>	停職6月
事案 7	R3. 12. 17	わいせつ事案 (非公表分)	消防局 職員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被処分者 30代 男性職員</li> <li>2 根拠法規 地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号</li> <li>3 処分理由 わいせつ行為</li> <li>4 非公表とした理由 公表することで、2次被害やプライバシーの侵害が発生する恐れがあり、被害者より事案の非公表を求められたため。</li> </ol>	免職

## 別紙3

教育委員会 教職員部 教職員課

### 令和3年度懲戒処分の件数（教育職員）

(単位:人)

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
給与・任用に関する不正					
服務規律違反関係			2 【事案2】 【事案3】	1 【事案6】	3
刑法違反等の非行関係			1 【事案1】	1 【事案5】	2
収賄・公金横領等事務に関する不正					
道路交通法違反					
監督責任	1 【事案4】	2 【事案4】			3
合計	1	2	3	2	8

※事案の詳細は、別紙4「令和3年度懲戒処分案件一覧(教育職員)」を参照

〈問合せ先〉  
 北九州市教育委員会教職員部教職員課  
 (担当 山本、野口)  
 TEL 582-2715

## 令和3年度懲戒処分案件一覧（教育職員）

	処分日	事案	被処分者の所属等	案件の内容	処分程度
事案 1	R3. 7. 9	公文書偽造等	北九州市立小学校（小倉北区）係員	<p>男性職員は、令和2年10月に納品していた備品の業者への支払い手続きを放置したままにしていた。令和3年1月、この備品について、会計室の支払審査完了後の「物品購入・修繕伺書」の写しを教育委員会指導企画課に提出しなければならなかったが、未払のままである伺書には、支払いの審査完了を示す日付印が押されていなかった。</p> <p>そこで、男性職員は、伺書を支払審査完了済みの文書に見せかけるため、既に支払いが完了している別の「物品購入・修繕伺書」にある日付印の印影を複写機でコピーし、これを切り取り、この備品の伺書に貼り付け、さらに複写機でコピーして作成した伺書を同課に提出した。</p> <p>男性職員は、令和2年10月から令和3年3月にかけて、この備品も含め、業者への支払いを6件（計38,006円）放置し、うち5件についての支払情報等を書き加えた虚偽の「予算管理簿」を作成し、予算管理簿ファイルに綴じていた。</p>	停職 6月
事案 2	R3. 11. 19	生徒に対する体罰	北九州市立中学校（八幡西区）教諭	<p>男性教諭は、令和3年6月に体罰を行い、7月に文書訓告を受けたが、その後、下記（1）～（3）の別の3件の体罰を同年4月から5月にかけて行っていたことが発覚した。</p> <p>（1）4月30日（金）、朝自習中、男性教諭は、壁際に席のある生徒Aが、壁を背もたれにして横向きに座っていたことを指導していた際に、生徒Aが男性教諭の問いかけに対して嘘をついてごまかしたため、生徒Aの髪の毛を掴み、壁に接触していた後頭部を3、4回壁にグッと押し付けた。</p> <p>（2）5月上旬、剣道部の部活動中、男性教諭は、練習に身が入らない生徒Aを何度も注意したが改善しないため、生徒Aの両襟を掴み、一度後方に押しやり、その後、自分の右後方に引っ張った。その勢いで生徒Aがこけた。</p> <p>（3）5月下旬、男性教諭は、始業時間のチャイムが鳴ったため、廊下にいた生徒達に教室に戻るよう声掛けをしながら廊下を移動していたが、それでも自分の教室へ戻ろうとしない生徒Bを呼び寄せ、太ももを、膝で軽く一回蹴った。</p>	停職 1月

	処分日	事案	被処分者の所属等	案件の内容	処分程度
事案 3	R3. 11. 19	児童に対する不適切な言動	北九州市立小学校（小倉南区）教諭	<p>男性教諭は、令和3年7月7日（水）の13時頃、特別支援学級の清掃活動中、教室後方の出入口付近で、児童3人を指導していた。指導中、男性教諭は、自らの問いかけに対し児童3人が正直に答えていないと思い、感情的になって、大声を出して怒り、教室の出入口の扉を右足で強く蹴った。</p> <p>これにより、扉が外れ、廊下側にいた別の学級の児童2人にゆっくりと倒れ、2人の腕に当たった。1人は全治1週間の打撲、もう1人は軽い打撲の怪我をした。</p>	停職 3月
事案 4	R3. 11. 19	部下職員の校納金着服の管理監督責任	北九州市立小学校（小倉北区）校長	<p>所属職員（会計年度任用職員）が在任期間中の令和元年度から令和2年度にかけて、学校の校納金の一部、約175万円を着服していた。当該期間中の校長及び教頭は、校納金の会計書類の定期点検等を怠り、経理状況を把握できていなかった。</p>	減給 1/10 2月
			北九州市立小学校（戸畑区）校長		減給 1/10 2月
			北九州市立中学校（小倉南区）教頭		戒告
事案 5	R4. 3. 25	窃盗	北九州市立中学校（小倉北区）教諭	<p>男性教諭は、令和4年2月19日（土）の早朝、門司区のスーパーマーケットで19点の商品を買い物し、商品をセルフレジで精算後、店外に出たところで、スーパーマーケットの保安員に呼び止められ、6点、1,223円相当の商品の窃盗容疑で5時47分に現行犯逮捕された。</p> <p>逮捕後、男性教諭は、同日（土）の窃盗及び同月17日（木）、18日（金）の2件の窃盗を認めた。</p>	免職



	処分日	事案	被処分者の所属等	案件の内容	処分程度
事案 6	R4. 3. 25	生徒に対するわいせつ行為	北九州市立中学校（戸畑区）教諭	<p>男性教諭は、令和4年2月16日（水）、女子生徒に、話があるので翌日の放課後残るようにと言っていた。</p> <p>男性教諭は、同月17日（木）の放課後13時20分頃、校内で話を行わず、女子生徒を自家用車に同乗させて、北九州市立美術館に向かった。</p> <p>13時40分頃、同美術館駐車場に到着し、助手席に座らせた女子生徒にマスクを外させて、二人で会話を始めた。男性教諭は、途中から、女子生徒の頬を人差し指でちょんちょんと突いたり、女子生徒の手を握ったまま、もう一方の手で女子生徒の髪をなでたりしながら、お前のことは裏切らない、マスクを外すと可愛い、自分がもし高校生だったら声をかけているなど話し出した。</p> <p>14時30分頃、これに耐えきれなくなった女子生徒が帰りたいと切り出すと、男性教諭は、最後だからと言って、握っていた手はそのまま、もう一方の手を女子生徒の背中に回して、女子生徒の身体を引き寄せ、抱き寄せた。しばらく抱き寄せた後、男性教諭は、自家用車を発進させ、15時頃、女子生徒を自宅近くまで送った。その時、男性教諭は口止めもしていた。</p> <p>また、男性教諭は、令和3年12月24日頃から令和4年2月16日まで、原則禁止である生徒とのLINEのやりとりをこの女子生徒と行っていた。</p>	免職